

開発許可不要の開発行為等の添付書類一覧

三郷市開発指導課

(平成 29 年 9 月 7 日)

提出部数：2 部（正・副各 1 部）

法第 29 条第 1 項第 2 号（法第 43 条第 1 項本文）に該当する建築物の場合	
農業等の用に供する政令第 20 条第 1 号から第 5 号までに定める建築物であることを示す図面、図書等	農家証明、農家等の種類・規模を証する書類、施設の内容使用方法に関する書類、固定資産税名寄台帳等
農業等の業務を営む者の居住の用に供する建築物であることを示す図面、図書等	農家証明、固定資産税名寄台帳、住民票等

法第 29 条第 1 項第 3 号（法第 43 条第 1 項本文）に該当する建築物の場合	
公益上必要な建築物（法第 29 条第 1 項第 3 号又は政令第 21 条第 1 号から第 31 号までに定めるもの）であることを示す図面、図書等	業務経歴書、公益施設であることを証する書類、事業主体の資格を証する書類、計画の許可等を証する書類、所管機関の証明を証する書類、補助金等の内訳、法人登記簿謄本、定款・議決書の写し等

法第 29 条第 1 項第 4 号（法第 43 条第 1 項第 1 号）に該当する開発行為又は建築等の場合	
法第 29 条第 1 項第 4 号に定める開発行為又は建築等であることを示す図書等	

法第 29 条第 1 項第 11 号に該当する開発行為の場合	
政令第 22 条第 1 号から 6 号までに定める開発行為であることを示す図面、図書等	(第 1 号) 建築物の使用期間に関する書類、建築物の撤去時期に関する書類、一時的・臨時的な施設であることを証する書類等 (第 2 号) 既存建築物の使用状況、建築経緯、規模等に関する書類等

法第 43 条第 1 項第 4 号に該当する建築等の場合	
政令第 34 条第 1 号から第 2 号までに定める建築等であることを示す図面、図書等	

法第 43 条第 1 項第 5 号に該当する建築等の場合	
政令第 35 条第 1 号から第 4 号までに定める建築等であることを示す図面、図書等	